

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

- 生涯学習分科会
通信教育の認定及び条件の変更について（平成 26 年 7 月 10 日）・・・・・・・・・・ 3

- 関連規定・・ 1 1

26文科生第187号

中央教育審議会

通信教育の認定及び条件の変更について、社会教育法（昭和24年法律第207号）
第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

平成26年 7月10日

文部科学大臣 下村博文

文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

1. 認定の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
公益社団法人 色彩検定協会	たのしく学ぶ色彩講座－初級 コース－	色彩の基礎知識を学ぶことにより、実生活や 仕事で色をどのように活かすことができるか を明確にし、イメージにあった色彩表現がで きるようにトレーニングを積んでいくことを目的と する。

2. 条件の変更の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
学校法人 杉野学園	ドレメ通信教育講座	基本教材の内 容	テキスト内で使用するデザ インをより時代にあったものに 改め、また受講者の学習継続 につながるよう図解を多く用 いたテキストとするため。

文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

公益社団法人 色彩検定協会

(1) 法人の概要

- ①目的 服飾教育の振興を図るため、洋裁・和裁・編物・色彩の教育に関する知識及び技術の向上と普及に努め、もってわが国の服飾文化の発展に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目4番3号 ニッセイ新大阪ビル16階
- ③設立年月日 昭和61年12月15日
- ④旧所管官庁 文部科学省

(2) 認定しようとする課程の概要

- ①課程名 「たのしく学ぶ色彩講座－初級コース－」
- ②通信教育の目的 色彩検定3級相当の基礎知識を学ぶことにより、実生活や仕事で、色をどのように活かすことができるかを明確にして、イメージにあった色彩表現ができるようにトレーニングを積んでいくことを目的とする。
- ③修業期間 3か月（6か月まで延長可能）
- ④受講料 13,000円（内税）
- ⑤開始時期 文部科学大臣の許可があった日
- ⑥教材概要 教材は基本教材2冊。
1. 「基礎編」
（色のはたらき、光と色、色の表示、色彩心理）
2. 「応用編」
（色彩調和、色彩効果、色彩と生活、ファッション、インテリア、慣用色名）

文部科学省認定社会通信教育 条件の変更の申請について

学校法人 杉野学園

(1) 法人の概要

- ①目的 教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、服飾に関する有為な人材を育成することを主たる目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都品川区上大崎4丁目6番19号
- ③設立年月日 昭和23年7月31日
- ④所管官庁 文部科学省

(2) 条件を変更しようとする課程の概要

- ①課程名 「ドレメ通信教育講座」
- ②認定年月日 昭和36年3月1日
- ③通信教育の目的 社会教育法に基づいて、通信教育によって婦人子供服に関する専門的技術を授け、人格を淘汰し、併せて服装文化の改善向上を図ることを目的とする。
- ④修了期間 12か月（24か月まで延長可能）
- ⑤受講料 38,000円（内税）
- ⑥変更理由 テキスト内で使用するデザインをより時代にあったものに改め、また受講生の学習継続につながるよう図解を多く用いたテキストとするため。
- ⑦変更時期 文部科学大臣の許可のあった日

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

〔定義〕 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

文部科学省認定社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人が実施主体となる。

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人、個人等 が実施主体となる。

社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成26年6月現在、実施団体数は29団体、110課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

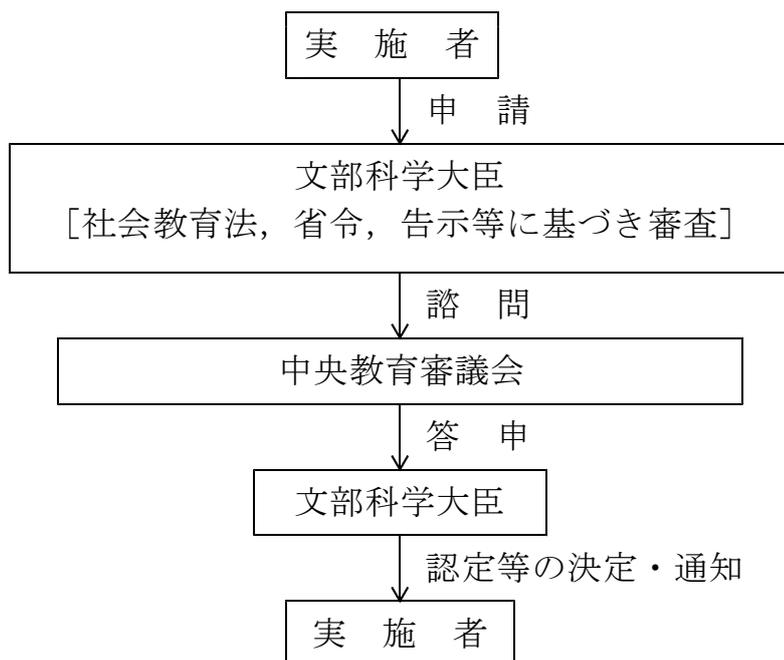
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	10	41	21千人
技術系課程	8	31	3千人
生活技術・教養系課程	11	38	25千人
計	29	110	49千人

※実施団体数及び課程数は平成26年6月現在。受講者数は平成25年間の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧

平成26年6月現在

団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名	
事 務 系 （ 41 課 程 ）	1	（一財）日本通信教育学園	3 法律講座民法課程、日商簿記検定講座（3級コース、2級コース）
	2	（一財）実務教育研究所	5 現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3	（一社）日本マネジメントスクール	3 ミドル・マネジメント・コース（基礎課程、実践編）、フォアマン・コース
	4	（公財）日本生産性本部	3 生産性通信講座（初級コース、上級コース、実務コース）
	5	（学）川口学園	2 早稲田速記講座（速習課程、専門課程）
	6	（一社）日本経営協会	9 企業会計講座（企業会計マスターコース）、現代経営講座（戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース）、経営実務講座（営業基礎コース、ビジネス文書速修コース、営業戦力化コース、民法入門コース、労働法入門コース）
	7	（一社）公開経営指導協会	1 POP広告実技講座
	8	（学）産業能率大学	11 漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方・育て方講座
	9	（財）日本経営教育センター	3 社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	10	（一財）社会通信教育協会	1 生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技 術 系 （ 31 課 程 ）	11	秋田大学理工学部	8 秋田大学理工学部通信教育講座（地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース）
	12	（一社）日本電気協会	1 電験3種講座
	13	（公財）国際文化カレッジ	12 自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	14	（一財）中央工学校生涯学習センター	6 機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引主任者講座、漢字検定ゼミナール
	15	（公社）日本測量協会	1 測量教室測量士補講座
	16	（学）東京農業大学	1 造園製図コース
	17	（一社）全国農協乳業協会	1 乳業製造技術通信教育
	18	（一財）日本規格協会	1 通信講座による品質管理入門コース
生 活 技 術 ・ 教 養 （ 38 課 程 ）	19	（学）香川栄養学園	4 栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座（専門職業コース、専門料理コース、治療食コース）
	20	（学）文化服装学院通信教育部	2 文化服装通信講座（服装一般）、ファッション画講座上級コース（ファッション・デザイン画編）
	21	（学）杉野学園ドレスメーカー学院	1 ドレメ通信教育講座
	22	（学）大塚学院大塚末子きもの学院	2 きもの通信教育講座（一般コース、上級コース）
	23	（学）清水学園・専門学校清水とき・きものアカデミー	1 現代きもの講座
	24	（公財）日本英語検定協会	8 実用英語講座（1級、準1級、2級、準2級、3級、4級）、YOU CAN英語講座、日常ワイルド英語講座
	25	（公財）日本書道教育学会	5 書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	26	（公財）日本音楽教育文化振興会	4 音楽講座（音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース）
	27	（学）日本放送協会学園	6 漢詩講座（風雅をよむ、自然をよむ）、古文書を読む・基礎、俳句入門、短歌入門、添削で上達 川柳実作
	28	（公財）日本習字教育財団	4 書写技能基礎講座（楷書編、行書編）、書道臨書講座（【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】）
	29	（学）サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	1 ホームヘルパー養成2級課程・通信コース

（合 計 110課程）

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）
（分科会）

第五条 1～5 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（平成二五年二月二七日中央教育審議会決定）
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
以下略	

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 25 年 2 月 27 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
スポーツ・青少年分科会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）